総務委員会

- **1** 期 **日** 平成21年3月5日(木)
- **2** 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典

副委員長 野村常雄

委員桑木良典、梶川幸子、田川寿一、児玉浩、岡﨑哲夫、 城戸常太、間所了、渡壁正徳

- 4 欠席委員 委 員 武田正晴
- 5 出席説明員

[会計管理部]

会計管理者 (兼) 会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長

[総務局]

総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、 情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、 秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長

「企画振興局]

企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、 地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長

[人事委員会事務局]

事務局長、公務員課長

[監査委員事務局]

事務局長、田中主任監査監、本田主任監査監

6 付託議案

- (1) 県第24号議案 広島県統計調査条例案
- (2) 県第25号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- (3) 県第29号議案 広島県公共用地等取得事業特別会計条例の一部を改正する条例案
- (4) 県第30号議案 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- (5) 県第47号議案 権利の放棄について中所管事項
- (6) 県第48号議案 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
- (7) 県第49号議案 西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更について
- (8) 県第54号議案 包括外部監査契約の締結について
- (9) 追県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算(第6号)中所管事項
- (10) 追県第2号議案 平成20年度広島県証紙等特別会計補正予算(第1号)

- (11) 追県第3号議案 平成20年度広島県管理事務費特別会計補正予算(第1号)
- (12) 追県第4号議案 平成20年度広島県公債管理特別会計補正予算(第1号)

7 付託請願

21-1 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願

8 報告事項

[総務局、会計管理部、人事委員会事務局、監査委員事務局]

- (1) 情報システムの最適化に向けた取組みについて
- (2) 地方三公社の事務局統合について
- (3) 最低制限価格等の見直しについて
- (4) 地方税法の一部改正について
- (5) ひろしま平和貢献プラットフォームについて
- (6) 国直轄事業負担金等の状況について

9 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案 県第24号議案「広島県統計調査条例案」外11件を一括議題とした。
- (4) 付託議案に関する質疑・応答なし
- (5) 表決

県第24号議案外11件(一括採決) … 原案可決 … 全会一致

- (6) 請願1件を議題とした。
 - 21-1 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願についての意見交換
 - ○意見(児玉委員) ただいまの請願でございますが、所得税法第56条の廃止を求める 意見書提出を求めるということで、昨年の7月並びに一昨年の2月にも総務委員会 で審査をしております。所得税法第56条は、配偶者など親族に対し事業の報酬等を 支払う場合、必要経費に算入しないという規定でありますが、この規定を補完する ものとして専従者控除の規定があり、特に青色事業専従者については、所定の手続 を経て必要な経費の算入が認められております。平成17年の最高裁判決においても、 所得税法第56条は憲法に定める法のもとの平等に違反せず、合憲であるとされてお ります。そもそも所得に係る課税は国税、地方税の根幹をなすものであり、一部を とらえての改正の是非については慎重であるべきだと思います。先ほど申し上げま したが、昨年7月、一昨年2月の総務委員会でいずれも不採択という結果に至って おりますので、本請願も不採択であると思います。
 - ○意見(渡壁委員) 意見書を出すか出さないかということは、議会の専任的な権限で、 意見書の提出を求める請願は、このルールからいって、いかがなものかと思います。

だから、どういう意見書を出すかということについて議会は一切干渉を受けないというのが原則だと思いますし、議会の意思でございます。だからこれはもともと俎上にのせるべきことではないと私は思っております。

(7) 請願の審査結果

21-1 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願 … 不採択 … 賛成者なし

- (8) 一般所管事項に関する質疑・応答
 - ○質疑(児玉委員) 先ほど最低制限価格等の見直しについての御説明がございました。 そうした中で、平成20年度営繕工事における一般競争入札の不調件数について、 1,000万円以上の営繕工事、建築工事ということですが、公告した118件のうち実際 に入札ができなかったものが13件あるという資料をいただいております。実に1割 以上が不調に終わっているという結果についてどのようなお考えをお持ちか、まず お聞きしたいと思います。
 - ○答弁(財産管理課長) 委員御指摘のように、今年度、公告した118件のうち13件が不調になっております。金額で言いますと、主に1,000万円台の少額の工事で多く発生しております。業者からヒアリング等を行ってその状況も調査しておりますけれども、昨年の夏にかけて急激に鋼材単価が値上がりしたこと、配置する技術者の確保が難しいこと、あるいは1,000万円台の少額工事ということで利益がなかなか出にくいということが原因ではないかと推測しているところでございます。

これらについては、近隣工事との合併施工とか地域要件を拡大するなどによって 再度発注を行い、現在13件のうち12件は契約をして工事を実施している状況でござ います。

- ○質疑(児玉委員) 広島県の工事もそうですが、市町の工事においても、実際に応札がないという工事が新聞等でも多々報じられているのが現状ではないかと思います。そういった中で、設計金額と実勢金額とがかなり乖離しているのではないかという意見が地域の方からも上がってきており、それをその価格でとると最初から赤字という声も出ていると聞いておりますが、実際に、設計金額について、鋼材価格の急激な高騰という説明もございましたが、もう少し細かく適切にする必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○答弁(財産管理課長) 工事を発注する際には設計をするわけですけれども、その設計金額の基礎となる設計単価につきましては、四半期ごとに市場動向等を調査し、調査に基づく数値を採用しておりますので、急激な変化がない限り、市場と大きな違いはないと思っております。
- ○要望(児玉委員) 実際にそういった声が地域から上がっており、県が姿勢を示せば恐らく市町もそれに追随してさまざまなことをやると思います。建設工事の最低制限価格の見直しにつきましても、県がやれば、それが市町にも期待されるということがありますので、やはり県がそういったことを積極的にやっていただきたい。入

札をする時点でもう赤字であるという声が上がっているのも事実でございますから、 しっかりと検討していただきたいと思います。

- ○質疑(渡壁委員) 総務委員会関係の陳情を見ますと、電気設備工事の分離発注の継続についてとあります。電気設備工事は今まで分離発注していたが、これはもう全部まとめて発注するスタイルにしているのでしょうか。
- ○答弁(財産管理課長) 現在、営繕工事をやる場合は、建築、電気、設備が大きな工事になるのですが、基本的にはそれぞれ3つに分けて発注しております。
- ○質疑(渡壁委員) 分けてやっているのであれば、こういった陳情は出ないのではないか。一緒にしていることがあるから出ているのではないのか。
- ○答弁(財産管理課長) 先ほど申しましたような不調に終わった場合、設備工事を建築工事にあわせて発注するといったことも一部あります。基本的には3つに分けて発注しております。
- ○質疑(渡壁委員) 国の直轄負担金等の資料をいただいて、改めて金額が膨大だとい うことを思うのですが、これは国の事業であっても、国が法律をつくったら、法令 によって地方がお金を負担し、いやでもそれをやらなければいけないのでしょうか。 地方議会で一切審議することなくそれをやらなければいけないのでしょうか。それ についてはどのような考え方ですか。
- ○答弁(財政課長) 基本的な考え方は法令負担金ということで、国が事業をやる場合には地方公共団体に負担をさせる、負担率も明記されているので、事業費の額の調整はできると思いますけれども、負担ということはやむを得ないと思っています。
- ○質疑(渡壁委員) そうすると、地方はお金がなくても、国に言われたら全部言うことを聞かなければいけないという制度なのですか。例えば、後期高齢者医療制度は、年金から保険料を天引きすることが実際に問題になって、不興を買っており、高齢者の中には、もう私らに早く死ねという制度であるというようなことを言う人もいるような非常に人気が悪い制度ですけれども、そういうことは地方でやるわけで、地方が全く同意しなくても、国が決めればそれはどんどんできることになるのでしょうか。そうすると、もう地方財政、地方の事情にはお構いなしにやるということになるのですが、我々県議会も予算を審査する権限はあるのですけれども、そういう審査権も一切無視してよいという制度なのでしょうか。法制上はどうなるのですか。
- ○答弁(財務部長) きょうは取り急ぎ、重立った国直轄負担金等の状況について資料を出させていただきました。ここに分類しました事業は、それぞれ事情が違うのではなかろうかと思います。

まず、最後の4で掲げております、その他法令に基づくような負担金等は少なくとも制度の枠組みが法律で決まっておりますので、もちろん行政客体の増減というのは各地方公共団体によって異同はありますけれども、一定のルールによって負担しなければいけないものであると承知いたしております。

また、2番と3番につきましては、基本的には既に行われました事業について、 そのときの約束に基づいて負担が生じているもの、これも過去の事業実施分に伴う 負担でありますから、もう負担をしないということはできないと承知しております。

ただ、最初の土木関係の事業につきましては、現在行われている事業に対して、 その事業実施に伴って生ずる一定の地元の便益に応じて負担するものでございます ので、もちろん地方の体力がついていかなければ事業実施ができないという点にお いては、当然地方の体力との折り合いで事業実施を行うものであるということだと 思います。

ただ問題は、昨日から御議論いただいておりますように、その直轄事業についてもう少し国と地方との間で事前の協議を行うべきである、あるいはその負担金の中身を明確にすべきであるといった点について、問題があると承知しております。法によって制度が決まっていて地方の負担があらかじめ定められているもの、あるいは過去に行われた事業に対する負担金であるもの、それと現在進行形の事業に対してのもの、この3つに分けて考える必要があると思います。

○質疑(渡壁委員) 財務部長がなかなか答えられる性格のものではないと思うのだけれども、それでは県議会の審議権というものは、どういうことになるのか。あなたの発言を聞いていると、県議会には審議権は何もなく、国と約束したのでやるのであると聞こえる。私がいつも言っているように、県議会は雑誌の付録みたいなもので、あってもなくてもいいというのを裏づけるような発言である。あなた方がそんなことを思っていたのでは、これはもう全然戦争にはならない。

それで、国は地方に負担させるのだから気軽です。法律をつくるからには自分のところで負担して最後まで責任をもってもらわなければ、法律はつくるけれどもお金はおまえのところが持てということでは、とても地方は辛抱できるものではないと思うのです。地方交付税を措置するというのはうそです。交付税措置するといって守られたことがない。それはあなた方も体験しているとおりである。せいぜい守ったのは何かと言えば臨時財政対策債を出せたということだけである。これは結局、いつかの時点で我々が払わなければならないときが来る。そういう負担をさせておいて、法律だけどんどんつくり、国民はみんな、麻生大臣がこれをやってくれたと思っている。後期高齢者のお金も広島県が職員の賃金をカットしてまで払っているとはだれも思っていない。そんなむちゃなことが許されていいわけはない。

国から新たにこういう要求があった場合には、事前に県議会へかけて同意を得てもらいたい。そうしなければ、我々は、県民の負託を受けて出てきているが、それにこたえることができない。これでは地方自治はどこへ行くのかということになる。国が負担を求める場合にはあらかじめ議会にかけて承認を得てもらいたい。そうでないものについては受けられないことにしなければいけないと思うのです。地方がお金払う以上は、お金を払うものがイエスと言わないのに、勝手に決めていいはずはない。そんなことは、当然であると思う。

これは膨大な金額で、もう1,000億円を超える。県の予算は7,000億円しかないのです。その中で、数時間でわかるものだけでも1,000億円を超えているわけである。 詳しく調べればまだまだある。教育委員会のものを見てみなさい。もう軒並みそれだといってもいいのだ。最初は国が負担すると言って、次の年は2分の1、その次の年は3分の1、その先からは全部地方負担である。おまけに今度は国に出せといったら、自分の仕事であることさえ忘れ、補助してやるという構えである。そんなことを唯々諾々と受け入れていて地方自治が成り立つわけがない。

ぜひこれからは、そういう予算を求められたら、あらかじめ議会で承認を得て、 それから受けるかどうかを決めて国へ回答してください。そうしなければ、国はお 金を払わず、地方に払わせ、それで地方が足りない、交付税をふやせと言ったら、 臨時財政対策債で借金をさせるだけである。

きのうも言ったように、経常収支比率がもう100%を超えているところが多いのです。借金依存体質になっているのだから、地方の借金はこれからウナギ登りにふえるのです。このままでいったら、近い将来、地方財政は破綻する。地方財政が破綻したら、地方は疲弊するのである。集落崩壊が問題になっているけれども、それはどんどん崩壊することになるのである。日本の国がだめになる。国をチェックして日本の国をもたせようということで地方自治制度が設けられており、それが地方自治の精神である。そこのところをきちんと確立しなければ、日本の国は滅びると思う。だからこれは、もうあなた方だけで一切同意をしない、議会の承認を得る、こういうことにしてもらいたいと思うのです。ぜひよろしくお願いします。

○答弁(総務局長) 非常に貴重な御意見をいただきました。

昨日も同様のことを申し上げたつもりなのですけれども、先ほど財務部長が申し上げましたとおり、渡壁委員もこれは御認識の上で御発言いただいていると思っておりますが、現行の法令に基づく国直轄事業負担金について、例えばこの1番のところについても、事業をしてしまった後の整理については、現行そういう形になってしまっております。

したがって、私どもの努力として、先ほど財政課長から資料の説明をさせていただきましたけれども、まずは事業執行するに当たって、その段階で議論をすることも現行制度の中では効果的な部分があるわけです。したがって、唯々諾々とただ受け取っていただけではないことは、いま一度皆さんに御認識をいただきたいと思っております。厳しい今の財政状況のもと、3年間で一般財源ベースで17.5%は抑えていくよう、実は国とも事前に調整しまして、やっていただきたい事業はもちろん中にはあるわけですが、一定の金額の中にしっかり抑えてもらいたいという厳しい調整を他県に先駆けてやっております。

その結果、21年度は18年度の当初ベースと比べて2割を超すマイナスが立っており、私どもとしていろいろな努力をしているところです。そういう中で、最近になって他県でもこの問題について非常に大きくクローズアップされる形になり、これ

は大きなチャンスであると思っておりますが、実は我々もつらいところがあります。 私どもはこれについて、県民サービスに深いダメージを受けない形で考えないといけないわけです。しかしながら、大義の旗はしっかりと立てていかないといけないと思っておりますから、こういう問題も、やってはおりますけれども、3分の1を負担するのであれば、もう3分の2部分だけを国でやっていただいて、残り3分の1は我々におろしてください、我々の方で考えますというような整理の仕方だって現行の財政負担のもとでもあるのだと思っております。

したがって、そういうことはしっかりと声を上げていきたいと思っておりますし、これに限らず、いろいろな問題があるのです。ここに掲げている以上にあるだろうというのは渡壁委員のおっしゃるとおりでございます。国が新しくいろいろな制度を創設します。これは国民のことを考えてなのかもしれませんが、その際に新しく地方自治体に負担を求めるもの、あるいは新たに義務を課すもの、枚挙にいとまがないのですけれども、年々そういうものがふえていっております。そういう中で、地方に渡していただける財源は一定の制約があり、措置しましたという説明のもとに出されている、この構図にくさびを打ち込まないと抜本的な解決にならないという渡壁委員の御指摘だと受けとめております。

これまでも、国と地方の協議の場をいろいろと持っており、国と地方が対等だという形で法制化されておりますから、新しいことをするならば、しっかりと地方の声を受けとめて意見をきちんと闘わせた上で物事を進めるべきではないか、そういう形がこれからの日本の政治のシステムのあり方だと私は思っておりますので、今回私どもの意を新たにさせていただいて、しっかりと取り組ませていただきたいと思っておりますし、また、議員も、一緒になって闘っていただきたいと思いますし、いい機会が訪れていると思いますから、他県とも十分連携して、しっかり国に対処していきたいというのが私どもの考えでございます。

○意見(渡壁委員) 国の直轄事業の負担をしてはいけないと言っているのではない。 負担するにしても、県議会で議論をして、これはやはり負担してでもすべきという のならいいのですけれども、例えば後期高齢者医療制度についても、こういう制度 でよろしいかどうかと県議会で審議をして採決した覚えもない。それで、素通りし て、しかも制度ができてから今度は別の法人をつくり、そこへお金を出すだけで、 どんな運営をしているかについて県議会で議論することもない。それでは、余りに もひどいのではないか。だから、国から提案があり、そういう制度を受け入れるか どうかについては、まず議会へかけてもらい、それで議員が判断します。そういう 手続はやはり踏んでもらい、国も地方もお互いが自立性を尊重するということにし なければ、国の言いなりでは、地方議会も、あなた方も要らないということになる。 総務省があったらそれで間に合うということになる。それでは地域住民の声は届か ないのです。

だから、法律的なことは専門家に研究してもらわなければいけませんけれども、

そういう金銭を伴うような事業の要求があった場合には、県議会の承諾を得て、それから国へ返事をしてもらうということにすれば、地域に必要な事業かどうかということや、財政事情等を考えて、やろうとかやるまいとかという話になるのではないですか。だから、そんなスタイルを確立しなければいけないと思う。今のままであれば議会の審議権無視であり、それが一番いけないと私は言っているのだ。そこのところは、どこでどういう手続をとればいいのかわからないけれども、議長にも申し上げて、そういう手続をとってもらうようにお願いします。そうしなければ、示しがつかない。

余談ですが、この間、議長が整備局で整備局長にひどく侮辱されるようなことを 言われたと言っておられた。今だって言わなければ審議も何もないのだから、おま えら勝手にしろというような調子である。そんなものを、こちらが、はいそうです かと受け取れますか。私はそう思うので、これからは国に対して、議会の承認を得 るまでちょっと待ってくださいと全部そう答えてください。議会がそう言っている と言えばいいのです。

考え方だけを言っておくので、そういう手続をしてください。

- ○要望(梶川委員) 国営農地開発事業費負担金について、これは平成9年や12年、19年に既に終わったもので、平成21年から、長いもので40年まで払い続けなければいけない。広島県は、今財政状況が非常に厳しい状況で、それでことしからまた平成40年までこれだけの借金を払わなければいけない。これもすごくおかしな話で、実施主体が独立行政法人森林総合研究所になっております。これは恐らく、問題になった緑資源機構が改編された行政法人ではないかと思うのですが、官僚天下りでその幹部が多額の退職金をもらったりというところに県から債務負担金というお金が流れていくのも非常におかしいと思いますし、事業が終わった後で払うお金についても議会に諮って審議される形にしていただきますようぜひ要望いたします。
- ○意見(岡崎委員) これは最終的に議会として予算で判断するしかないと思います。 制度上、予算として出てくるわけで、それで議論をする。今までそういうことが全 くなされていなかった。少なくとも各委員会で、土木事業などは特に直轄事業が多 いので、やはりそこで十分な説明をして、そして委員の声を、議会の声を聞きなが ら、各部門で、直轄あるいは国の決められた制度について、執行部としても説明責 任を果たしていただきたいと思います。

やはり基本的には執行権の範囲にそういうものも入ると思いますので、我々議会としては、議決という意味においても、最終的に予算でチェックする以外に方法はない。国直轄について、今のままでは議会を素通りして予算が出てくるだけで、今後どうやっていくか制度を考えてもらった方がいいかもわからない。この間議論もありましたが、短時間でこの予算がいいか悪いかと言っても、やはり審議できない状況ですので、その辺については、よろしくお願いしたいと思います。

○意見(城戸委員) 実は地方議会には、基礎的自治体の方もあるわけで、少なくとも

その事業をやってほしいという団体も当然あるわけです。県の方は、そうはいってもできないという部分がある。基礎的自治体がどうしてもやってほしいという場合に、我々はできないから、それは否決すればいいという問題ではないわけです。また、審議をすればいいと言うが、本当に審議ができるのかという問題が内在すると思うのです。そうすると、民主主義の原理から多数決という話になるのでしょうが、とにかく金がないのだからしようがないというわけにはいかない問題を含んでおり、そこはやはり話し合いをして、もう少し国民や県民にディスクロージャーすることしかできない、ある程度はそういうところを議論していく以外にないと思うのです。今の議論を聞いていて一番怖いのは、これはこうだからやめようといってやめてしまったら、逆に今度は困る人たちも出てくるので、絶対にやめてはいけない部分もあるわけです。だからそこは、流されることなく議論をしていかないといけないと思うのです。

テレビなどでわっと報道されるとどちらかへ偏ってしまう。小泉改革が失敗したのはそこだろうと思うのです。要するに、改革をするときに右に振れているものを左へ振り返し、ある程度したらまた振れてくるのを調整していたのが日本のよさであったが、小泉改革では、振れようとしたものを振れてはいけないとして、議員を落としてまで抑えつけたことが非常に問題であったと思う。そういう意味で、この振れる、ぶれてくるものを調整する発想がないといけないと思う。改革したものがもとへ戻りかけると、いけないという今までとはちょっと違ったムードが出てきているので、非常に疑問を持っている。全部我々が審議をすることはいいことだけれども、何か一方的なものに流れるということについては、危惧するところがあり、そこは執行部として、出し方、議論の仕方をきちんと整理していただかなければいけないと思うので、お願いをしておきたいと思います。

- ○答弁(総務局長) どういう形でやるかということについては、しっかり考えさせていただきたいと思っております。十分な説明もないままにただ負担だけをさせる、この構図に関する問題意識は共通しておられると思っております。また、特に城戸委員がおっしゃっていただきましたように、我々はそういうものだと理解をしておりますが、この中にも地域の声を反映しての事業ももちろん入っておりますから、いろいろな形で委員にこの問題をしっかり考えていただき、そして議会と執行部の情報のやりとりの仕方というものはしっかり我々の方でも考えていきたいと思っております。
- (9) 閉会 午後 0 時 3 分